

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の今回の主な改正点

事業名	現行の支援内容	今回の主な改正点									
自立支援教育訓練給付金事業	<p>内 容：ひとり親家庭の主体的な能力開発を支援するもので、対象講座を受講して修了した場合に経費の一部を支給するもの。</p> <p>支給額：指定する教育訓練講座の受講料の60%支給 （上限20万円）</p> <p>対象者：ひとり親家庭の父・母、養育者で児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある者。</p> <p>対象講座：介護福祉士、医療事務等厚生保険法の規程により厚生労働大臣が指定する教育訓練講座</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30実績</td> <td>5件</td> <td>275,184円</td> </tr> </tbody> </table>		件数	金額	H30実績	5件	275,184円	<p>●対象講座の細分化</p> <p>① 一般教育訓練 ・介護職・医療事務等</p> <p>② 特定一般教育訓練 ・大型免許・技能検定等</p> <p>③ 専門実践教育訓練 ・看護師、保育士、美容師等</p> <p>※②、③は厚生労働大臣が指定する専門資格の取得を目的とする講座に限る。</p> <p>●支給額（上限額）の拡大</p> <p>①、②は現行通り（上限20万円）</p> <p>③専門実践教育訓練に係る支給額の上限額を修学年数に20万円を乗じた額 （上限80万円）とする。</p>			
	件数	金額									
H30実績	5件	275,184円									
高等職業訓練促進給付金等事業	<p>内 容：ひとり親家庭の父又は母が就職の際に有利な資格、生活の安定に資する資格の取得を促進するとともに、生活の負担軽減を図り安定した修業環境を提供するため、1年以上養成機関等で修学する際の生活費の一部を支給する。</p> <p>支給額：<u>市民税非課税世帯月額10万円、市民税課税世帯月額7万500円</u></p> <p>対象者：ひとり親家庭の父・母、養育者で児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある者。</p> <p>支給期間：修業期間で上限36月</p> <p>対象講座：看護師、社会福祉士、美容師、保育士、介護福祉士等</p> <p>※修業期間修了後、「高等職業訓練修了支援給付金」（非課税世帯5万円、課税世帯2万5000円）支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30実績</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練促進給付金</td> <td>11件</td> <td>9,777,500円</td> </tr> <tr> <td>修了支援給付金</td> <td>4件</td> <td>200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	H30実績	件数	金額	訓練促進給付金	11件	9,777,500円	修了支援給付金	4件	200,000円	<p>●支給額の加算</p> <p>養成機関における過程の修業期間の最終の12月についてそれぞれ月額4万円加算</p> <p>●支給期間の延長</p> <p>上限48月に (修業に48月必要な場合に限る。)</p> <p>・保健師、助産師、社会福祉士等</p>
H30実績	件数	金額									
訓練促進給付金	11件	9,777,500円									
修了支援給付金	4件	200,000円									